

第2章 国, 東京電力株式会社, 本県の主な対応 (時系列)

1 平成23年3月11日(金)~15日(火)

(1) 3月11日(金)

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
14:46	○東北地方太平洋沖地震発生	○東北地方太平洋沖地震発生	○茨城県災害対策本部設置
14:49	○気象庁が大津波警報発令	○第3次非常態勢を自動発令	
15:06		○非常災害対策本部を本店に設置	
15:27		○津波第一波到達	
15:35		○津波第二波到達	
15:37		○【1号機】全交流電源喪失	
15:38		○【3号機】全交流電源喪失	
		○【4号機】全交流電源喪失	
15:41		○【2号機】全交流電源喪失	
15:42		○原子力災害対策特別措置法(以下、「原 災法」)第10条第1項の規定に基づく 特定事象(全交流電源喪失)が発生し たと判断, 官庁等に通報	
		○第1次緊急時態勢を発令	
		○緊急時対策本部を設置(非常災害対策 本部との合同本部)	

16:15			○県要請により自衛隊偵察部隊出動
16:36		○【1号機・2号機】原子炉水位が確認できず、注水状況が不明なため、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）が発生したと判断、16:45 官庁等に通報	
16:45		○第2次緊急時態勢を発令 ○【1号機】原子炉水位が確認できたことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生の解除を判断、16:55 官庁等に通報	
16:46	○（福島県）自衛隊に災害派遣要請		
17:07		○【1号機】原子炉水位が再度確認できなくなったため、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）が発生したと判断、17:12 官庁等に通報	
17:10			○自衛隊災害派遣要請
17:30			○厚生労働省にDMAT派遣要請
18:00			○第1回県災害対策本部会議
19:00			○県DMAT調整本部設置

19:03	○政府が原子力緊急事態宣言発令		
19:10			○知事臨時記者会見
19:30			○救急告示病院の受入機能確認調査を開始
19:45	○官房長官が、記者会見で緊急事態宣言発令を発表		
20:50	○（福島県）福島第一原子力発電所から半径 2km の住民(1,864 人)に避難指示		
21:02		○【2 号機】原子炉水位が不明であり、原子炉水位が有効燃料頂部（TAF）に到達する可能性があることを官庁等に連絡	
21:13		○【2 号機】TAF 到達時間を 21:40 と評価、官庁等に連絡	
21:23	○内閣総理大臣が、福島第一原子力発電所から半径 3km 圏内(5,862 人)の避難、半径 3km～10km 圏内の屋内退避を指示		
21:50		○【2 号機】原子炉水位が判明し、TAF+3400mm にあることを確認したことから、TAF 到達まで時間がかかると評価、22:10 官庁等に通報	

22:10		○【1号機】原子炉水位が有効燃料頂部（TAF）+450mm 近辺にあることを官庁等に連絡	
23:00		○【1号機】タービン建屋内での放射線量の上昇を 23:40 官庁等に連絡	○第2回県災害対策本部会議

(2) 3月12日(土)

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
0:06		○格納容器ベントの準備を進めるよう 発電所長指示	
0:30		○国による避難住民の避難措置完了確認	
0:49		○【1号機】D/W圧力が600kPaabsを超えている可能性があることから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(格納容器圧力異常上昇)が発生したと判断、0:55官庁等に通報	
1:30頃	○首相が、格納容器ベント実施を了解	○【1号機及び2号機】格納容器ベントの実施について、内閣総理大臣、経済産業大臣、原子力安全・保安院に申し入れ、了解を得る	
1:30			○知事臨時記者会見
1:45		○双葉町及び大熊町の3km以内避難措置完了確認	
2:47		○【1号機】2:30にD/W圧力が840kPaabsに到達したことを官庁等に連絡	
3:05	○官房長官が、格納容器ベント実施の記者会見		
3:06		○【1号機・2号機】格納容器ベント実	

3:33		施に関するプレス会見実施 ○【2号機】格納容器ベントを実施した場合の被ばく評価結果を官庁等に連絡	
4:01		○【1号機】格納容器ベントを実施した場合の被ばく評価結果を官庁等に連絡	
4:55		○発電所構内における放射線量が上昇したことを確認，官庁等に連絡	
5:14		○発電所構内における放射線量が上昇していること，及びD/W圧力も低下傾向にあることから「外部への放射性物質の漏えい」が発生していると判断，官庁等に連絡	
5:44	○内閣総理大臣が，福島第一原子力発電所から半径10km圏内(51,207人)の住民に避難指示		
5:46		○【1号機】消防車により消火系ラインから原子炉内に淡水注入再開	
6:33		○地域の避難状況として，大熊町から都路方面へ移動を検討中であることを確認	
6:50	○経済産業大臣より法令に基づく格		

	納容器ベントの実施命令		
7:00			○災害対策本部機動班員を市町村災害対策本部に派遣
7:11	○内閣総理大臣が、福島第一原子力発電所に到着		
8:03		○【1号機】格納容器ベント操作を9時目標で行うよう発電所長指示	
8:04	○内閣総理大臣が、福島第一原子力発電所を出発		
8:27		○大熊町の一部が避難できていないとの情報を確認	
8:37		○福島県へ9時頃格納容器ベントの開始に向けて準備していることを連絡 ○避難状況を確認してから格納容器ベントをすることで調整	
9:00			○第3回県災害対策本部会議
9:02		○大熊町（熊地区の一部）の避難ができていることを確認	
9:05		○【1号機】格納容器ベント実施に関するプレス発表	
9:53		○【1号機】再度、ベントを実施した場合の被ばく評価結果を官庁等に連絡	

10:00			○外国人相談窓口を開設
10:40		○正門及びモニタリングポスト No.8 付近の放射線量が上昇していることが確認されたことから、格納容器ベントにより放射性物質が放出された可能性が高いと判断	○透析医療機関患者受入確認調査・調整を開始
11:00		○【1号機】放射線量が下がっていることから、格納容器ベントが十分に効いていない可能性があることを確認	○知事臨時記者会見
11:15		○格納容器ベント操作のために、原子炉建屋内に入城した当社社員1名の被ばく線量が100mSvを超過したことを官庁等に連絡	
11:39			
14:30		○【1号機】D/W圧力が低下していることを確認し、格納容器ベントによる「放射性物質の放出」と判断、15:18官庁等に連絡	
14:54		○【1号機】原子炉への海水注入を実施するよう発電所長指示	
15:18		○【1号機】ほう酸水注入系の復旧作業を進めており、原子炉内へ注水する予	

<p>15:30</p> <p>15:36</p> <p>15:45</p> <p>16:27</p> <p>17:30</p> <p>17:40</p> <p>18:05</p> <p>18:25</p>	<p>○警察庁が、10km 圏内で 800 人が避難終了していないこと、3km 圏内は完了したことを発表</p> <p>○内閣総理大臣が、福島第一原子力発</p>	<p>定であること、及び今後準備が整い次第、消火系にて海水を原子炉へ注水する予定であることを官庁等に連絡</p> <p>○【1号機】原子炉建屋で爆発発生</p> <p>○モニタリングポスト No.4 付近で 500 μSv/h を計測したことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断、官庁等に通報</p> <p>○【2号機・3号機】格納容器ベントの準備を開始するよう発電所長指示</p> <p>○経済産業大臣から法令に基づく命令（注水すること）があったことを本店・発電所間で共有</p>	<p>○知事災害状況調査（大洗町）</p> <p>○第 4 回県災害対策本部会議</p> <p>○県社協に災害ボランティアセンターを設置</p>
---	---	--	--

<p>19:04</p> <p>20:36</p>	<p>電所から半径 20km 圏内の住民(約 7.6 万人)に対し避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【1 号機】 原子炉内に消火系ラインから消防車による海水注入開始 ○ 【3 号機】 原子炉水位計の電源喪失により原子炉水位が不明となる 	
---------------------------	---	--	--

(3) 3月13日(日)

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
0:20			○安定ヨウ素剤を陸自霞ヶ浦駐屯地に搬入(2:00 自衛隊により福島空港着)
3:51		○【3号機】原子炉水位計復旧	
5:10		○【3号機】RCICによる原子炉注水ができなかったため、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(原子炉冷却機能喪失)に該当すると判断、5:58 官庁等に通報	
5:15		○【3号機】ラプチャーディスクを除く、ベントラインの構成に入るよう発電所長指示	
5:50		○【3号機】格納容器ベント実施に関するプレス発表	
6:19		○【3号機】4:15に有効燃料頂部(TAF)に到達したものと判断、官庁等に連絡	
7:35		○【3号機】格納容器ベントを実施した場合の被ばく評価結果を官庁等に連絡	
8:41		○【3号機】ラプチャーディスクを除く、ベントライン構成完了、8:46 官庁等に連絡	

8:56		○モニタリングポスト No.4 付近で 500	
9:08 頃		<p>μSv/h を計測したことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断、9:01 官庁等に通報</p> <p>○【3 号機】逃し安全弁による原子炉圧力の急速減圧を実施、今後、消火系ラインによる原子炉内への注水を開始することを 9:20 官庁等に連絡</p>	
9:30			<p>○知事災害状況調査（沿岸部）</p> <p>○北茨城市にて空間線量率モニタリングを開始</p>
9:36		<p>○【3 号機】格納容器ベント操作により、9:20 頃より D/W 圧力が低下していることを確認</p> <p>また、消火系ラインによる原子炉内への注水を開始したことを官庁等に連絡</p>	
10:15		○【2 号機】格納容器ベントを実施するよう発電所長指示	
10:30		○【3 号機】海水注入を視野に入れて動くとの発電所長指示	
11:20		○【2 号機】格納容器ベント実施に関する	

<p>11:26</p> <p>13:12</p> <p>14:15</p> <p>15:18</p> <p>19:00</p>		<p>るプレス発表</p> <p>○【3号機】原子炉内に消火系ラインから消防車による海水注入開始</p> <p>○モニタリングポスト No.4 付近で 500 μSv/h を計測したことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断、14:23 官庁等に通報</p> <p>○【2号機】格納容器ベントを実施した場合の被ばく評価結果を官庁等に連絡</p>	<p>○第 5 回県災害対策本部会議</p> <p>○知事臨時記者会見</p> <p>○県内 34 市町村に災害救助法を適用</p> <p>○国に対し、緊急車両等の燃料確保及び医療機関等の非常用発電装置用燃料確保を要請</p> <p>○被災者に係る被保険者証の取扱いについて通知</p> <p>○市町村で発生した災害廃棄物の受入先の調整等を開始</p> <p>○県産業廃棄物協会に災害廃棄物の処理協力依頼</p>
--	--	--	--

(4) 3月14日(月)

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
1:10		○【3号機】原子炉へ供給している海水が残り少なくなったことから、逆先弁ピット内への海水補給のために消防車を停止	
2:20		○正門付近で500 μ Sv/hを計測したことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)が発生したと判断、4:24官庁等に通報	
2:40		○モニタリングポスト No.2 付近で500 μ Sv/hを計測したことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)が発生したと判断、5:37官庁等に通報	
3:20		○【3号機】消防車による海水注入再開	
4:00		○モニタリングポスト No.2 付近で500 μ Sv/hを計測したことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)が発生したと判断、8:00官庁等に通報	
4:08		○【4号機】使用済燃料プール温度が84 $^{\circ}$ C	

9:12		であることを確認 ○モニタリングポスト No.3 付近で 500 μ Sv/h を計測したことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断、9:34 官庁等に通報	
10:00			○被ばく検査相談窓口を設置
11:01		○【3号機】原子炉建屋で爆発発生	
11:30			○第6回県災害対策本部会議
13:00			○日立・水戸・土浦保健所で被ばく検査開始
13:18		○【2号機】原子炉水位が低下傾向であったことから、直ちに原子炉への海水注入操作などの準備作業を進めることを官庁等に連絡	
13:15			○知事臨時記者会見
13:25		○【2号機】原子炉の水位が低下していることから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（原子炉冷却機能喪失）が発生したと判断、13:38 官庁等に通報	
15:28		○【2号機】TAF 到達時間を 16:30 と評価、官庁等に連絡	

15:30 頃		○【3号機】消防車とホースを入れ替えて物揚場から原子炉へ注入する新しいラインを構築し、海水注入を再開	
16:34		○【2号機】原子炉減圧操作を開始するとともに、消火系ラインから海水注入を開始することを官庁等に連絡	
17:00 頃		○茨城県鹿嶋・神栖地域等において最初の計画停電を実施	
17:17		○【2号機】原子炉水位が TAF に到達、17:25 官庁等に連絡	
18:02		○【2号機】原子炉減圧開始	
18:22		○【2号機】原子炉水位が TAF-3700mm に到達し、燃料全体が露出したものと判断、19:32 官庁等に連絡	
21:20		○【2号機】SRV を 2 弁開し、原子炉水位が回復してきたことを確認、21:34 官庁等に連絡	
21:35		○正門付近で $500 \mu\text{Sv/h}$ を計測したことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断、22:35 官庁等に通報	
21:40		○橋本県知事より「東北地方太平洋沖地	○知事臨時記者会見

<p>—</p> <p>22:00</p> <p>22:50</p> <p>23:35</p> <p>23:50</p> <p>—</p>	<p>○茨城県を計画停電対象から除外</p> <p>○政府が、福島第一作業員の被ばく線量限度を100mSvから250mSvに引き上げ</p>	<p>震に関する計画停電について（要請）」を受領</p> <p>○茨城県を計画停電対象から除外</p> <p>○【2号機】D/W 圧力が最高使用圧力427kPa[gage]を超えたことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（格納容器圧力異常上昇）が発生したと判断、22:39官庁等に通報</p> <p>○【2号機】D/W ベント弁小弁の開によりベントを実施する方針を決定</p>	<p>○国、東京電力に対し、計画停電対象地域から被災地を対象外にするよう要請</p> <p>○高萩市にて空間線量率モニタリングを開始</p> <p>○大子町にて空間線量率モニタリングを開始</p>
---	--	--	--

(5) 3月15日(火)

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
3:00		○【2号機】D/W圧力が設計上の最高使用圧力を超えたことから、減圧操作及び原子炉内への注水操作を試みているが、まだ減圧しきれていない状況であることを4:17官庁等に連絡	○東日本大震災総合相談窓口を設置
5:35	○福島原子力発電所事故対策統合本部設置	○福島原子力発電所事故対策統合本部設置	
6:14頃		○【2号機】大きな衝撃音と振動が発生、S/C圧力の指示値がダウンスケールとなる ○【3号機・4号機】大きな衝撃音と振動が発生、中央制御室では4号側の天井が揺れる	
6:50		○正門付近で500 μ Sv/hを計測したことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)が発生したと判断、7:00官庁等に通報	
6:55		○【4号機】原子炉建屋5階屋根付近に損傷を確認	
7:00		○監視、作業に必要な要員を除き、福島	

		<p>第二へ一時待避することを官庁等に連絡</p>	
7:55		<p>○【4号機】原子炉建屋5階屋根付近にて損傷を発見したことを官庁等に連絡</p>	
8:11		<p>○【4号機】原子炉建屋に損傷を確認、正門付近で500μSv/hを計測したことから、原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象（火災爆発等による放射性物質異常放出）が発生したと判断、8:36官庁等に通報</p>	
8:25		<p>○【2号機】原子炉建屋5階付近壁より白い煙（湯気らしきもの）があがっていることを確認、9:18官庁等に連絡</p>	
9:38		<p>○【4号機】原子炉建屋3階北西コーナー付近より火災が発生していることを確認、9:56官庁等に連絡</p>	
10:00			<p>○第7回県災害対策本部会議</p>
10:30	<p>○経済産業大臣より法令に基づく命令（極力早期に原子炉への注水を行うこと、必要に応じ、ドライウエルのベントを行うこと）</p>		<p>○福島県から患者受入(40名)</p>

	<p>○経済産業大臣より法令に基づく命令(使用済燃料プールへの消火に努めること,併せて再臨界の防止に努めること)</p> <p>その後,使用済燃料プールへの注水を可及的速やかに行うこと,との命令が出される</p>		
11:00	<p>○内閣総理大臣が,福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の住民(約14万人)に対し屋内退避指示</p>		
11:00頃		<p>○【4号機】原子炉建屋の火災について,当社社員が現場確認をしたところ,自然に火が消えていることを確認,11:45官庁等に連絡</p>	
15:00	<p>○警察庁が,福島第一原子力発電所20km圏内の住民全員が午前中に避難完了と発表</p>		
16:00		<p>○正門付近で500μSv/hを計測したことから,原災法第15条第1項の規定に基づく特定事象(敷地境界放射線量異常上昇)が発生したと判断,16:22官庁等に通報</p>	

<p>20:30 23:00</p>			<ul style="list-style-type: none"> ○知事臨時記者会見 ○国道 6 号・349 号で被ばく検査開始 ○県内 37 市町村に災害救助法適用 ○災害廃棄物発生量等の紹介・取りまとめを開始
<p>23:05</p>		<p>○正門付近で 500 μ Sv/h を計測したことから、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（敷地境界放射線量異常上昇）が発生したと判断、23:20 官庁等に通報</p>	

2 平成 23 年 3 月 16 日(水)～平成 25 年 3 月

(1) 23 年 3 月 16 日～3 月 31 日

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
3 月 16 日		○5, 6 号機使用済燃料プール水温上昇	○第 8 回県災害対策本部会議(10:00) ○知事臨時記者会見(16:30) ○福島県からの避難者のための避難所を開設(3 カ所) ○県内全域に被災者生活再建支援法を適用 ○医薬品の安定供給不安対応として医療機関・薬局に短期処方・分割調剤を依頼 ○被災した被保険者の一部負担金等の取扱いについて関係機関に通知
3 月 17 日	○3 号機に自衛隊, 警視庁が放水開始 ○政府が, 食品に含まれる放射性物質の暫定規制値を発表 「放射能に汚染された食品の取り扱いについて」公表(厚生労働省)	○全機への外部電源復旧作業が本格化	○第 9 回県災害対策本部会議(9:30) ○知事臨時記者会見(16:40) ○交通事業者に常磐線運休に伴う代替交通の確保を要請 ○中小企業特別相談(ワンストップ)窓口の設置 ○福島県からの避難者のための避難所を開設(2 カ所)

3月18日	○政府が、国際評価尺度 (INES) で「レベル5」に相当すると発表	○2号機負荷側への送電線敷設開始	○第10回県災害対策本部会議(9:30) ○農林水産物の放射能検査開始 ○東北地方太平洋沖地震特別対策融資を創設 ○国に対し、国家公務員宿舎等を速やかに提供するよう要請 ○福島県からの避難者のための避難所を開設(1カ所) ○福島県から患者受入(22名)
3月19日	○東京消防庁が、3号機に放水開始	○5,6号機残留熱除去系ポンプ起動, プール冷却開始	○第11回県災害対策本部会議(9:30) ○知事臨時記者会見(16:20) ○水道水の放射能検査開始 ○ハウレンソウの出荷・販売の自粛を市町村・JA等に依頼
3月20日		○5,6号機冷温停止	○第12回県災害対策本部会議(10:00) ○知事臨時記者会見(11:20, 16:30) ○福島県から患者受入(5名) ○農林水産物12品目の安全性を確認
3月21日	○政府が、福島など4県のハウレン草などの出荷停止を指示 ○原子力災害対策特別措置法に基づく茨城県知事への「食品の摂取制限及び出荷制限について」公表(厚生	○5号機非常用発電機を外部電源に切り替え	○第13回県災害対策本部会議(13:00) ○知事臨時記者会見(18:50) ○ハウレンソウ・カキナの出荷自粛要請 ○福島県から患者受入(4名)

	<p>労働省, 対象はハウレンソウ及びカキナ)</p> <p>○政府が, 半径 20km 圏内を 22 日 0:00 から警戒区域に指定すると発表</p>		
3 月 22 日	<p>○「福島第一原子力発電所付近の海水に含まれる放射性物質の濃度上昇への対応について」公表 (厚生労働省)</p>	<p>○全 6 機, 送電準備整う</p> <p>○3 号機中央制御室照明点灯</p> <p>○4 号機コンクリートポンプ車で放水開始</p>	<p>○第 14 回県災害対策本部会議 (10:00)</p> <p>○第 1 回県議会東日本大震災災害対策会議</p> <p>○県 DMAT 調整本部解散</p>
3 月 23 日		<p>○3 号機原子炉建屋から黒煙</p>	<p>○第 15 回県災害対策本部会議 (9:30)</p> <p>○知事臨時記者会見 (10:30, 22:40)</p> <p>○県内 7 市村の水道水から乳児用指針値を超える放射性セシウムが検出</p> <p>○パセリ・原乳の出荷自粛要請</p>
3 月 24 日		<p>○1 号機中央制御室照明点灯</p> <p>○タービン建屋地下滞留水の除去開始</p> <p>○3 号機タービン建屋地下で協力会社作業員 3 人が被ばく</p>	<p>○第 16 回県災害対策本部会議 (10:00)</p> <p>○知事臨時記者会見 (19:40)</p> <p>○地震被災者への県営住宅の提供を開始</p> <p>○福島県から患者受入 (5 名)</p>
3 月 25 日		<p>○1, 3 号機炉内冷却水を淡水に変更</p>	<p>○第 1 回危機管理連絡会議 (10:30)</p> <p>○知事臨時記者会見 (13:00)</p> <p>○心のケアチームを福島県に派遣</p> <p>○中央省庁への要望活動</p>
3 月 26 日		<p>○2 号機炉内冷却水を淡水に変更, 中央</p>	<p>○知事災害状況調査 (北茨城市, 高萩</p>

3月27日		<p>制御室照明点灯</p> <p>○2号機タービン建屋地下の滞留水表面などから1,000mSv/h以上の放射線量を測定</p>	<p>市, 日立市)</p> <p>○第17回県災害対策本部会議(11:00)</p>
3月28日		<p>○1~3号機タービン建屋外坑道(トレンチ)に水たまり確認</p> <p>○3号機タービン建屋滞留水の除去に向けた作業開始</p> <p>○発電所内5地点でプルトニウム検出を発表, 人体に問題ない濃度と説明</p>	<p>○第2回危機管理連絡会議(10:00)</p> <p>○被災児童の心の相談窓口を設置</p> <p>○政府に風評被害の防止等を要請</p>
3月29日	○食品衛生法上の「暫定規制値の取り扱いについて」公表(厚生労働省)	<p>○4号機中央制御室照明点灯</p> <p>○2号機タービン建屋滞留水除去への作業開始</p>	<p>○第3回危機管理連絡会議(10:00)</p> <p>○魚介類の検査の取扱いについて, 関係漁協に通知</p>
3月30日		<p>○1~4号機の廃炉公表(勝俣会長会見)</p>	<p>○第4回危機管理連絡会議(10:00)</p> <p>○心のケアチームを福島県に派遣</p>

(2) 23年4月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
4月1日			<ul style="list-style-type: none"> ○第18回県災害対策本部会議(10:00) ○県緊急節電対策推進本部設置・開催(14:00) ○23年度系統農業災害資金(原発事故)を創設 ○東北地方太平洋沖地震緊急漁業対策資金を創設
4月2日		○2号機取水口近くの穴から高濃度放射性汚染水が海へ流出しているのを発見	○岡田民主党幹事長に緊急要望
4月3日		○1~3号機原子炉注水用電源を外部電源に切り替え	
4月4日	○出荷制限の設定・解除ルールを決定	○5,6号機内, 集中廃棄物処理施設内の低濃度汚染水の海洋放出開始	○茨城県農家応援セール開始(~4月10日)
4月5日		○2号機ピット亀裂部からの高濃度汚染水の止水へ, 凝固剤注入	○イカナゴの出荷・販売自粛要請
4月6日		<ul style="list-style-type: none"> ○橋本県知事・沿岸9市町村長より「放射性汚染水の海洋放出等に対する抗議」を受領 ○茨城沿海地区漁連より「福島第一原発放射能汚染水放水に対する抗議」を受 	

4月7日		領 ○2号機高濃度汚染水の止水を確認 ○1号機格納容器内への窒素注入開始 ○夜、宮城県沖震源の最大震度6強の地震が発生	○総務大臣あて要望書提出
4月8日		○7日の地震による設備被害がないことを公表 ○茨城県旋網漁協より「福島第一原発汚染水放水に対する抗議」を受領	○水稻の作付け制限が不要であることを市町村・JA等に通知 ○県内底びき網漁業者が安全性を確認するまで操業自粛を決定(4/15再開)
4月10日		○1,2号機で高濃度汚染水の移送準備整う	○原乳の出荷制限解除を市町村・JA等に通知
4月11日		○清水社長福島県庁訪問 ○高濃度汚染水の外洋拡散防止へ取水口南側にシルトフェンス設置 ○茨城水産加工業協同組合連合会から「福島第一原発放射能物質漏洩及び汚染水放水に対する抗議」を受領	
4月12日	○政府が、国際評価尺度（INES）でチェルノブイリ原発事故と並ぶ「レベル7」に相当すると発表		
4月13日	○「福島県及び茨城県で水揚げされるコウナゴの取扱いについて」公表（厚生労働省）	○清水社長会見 電事連会長と経団連副会長を辞任の意向を示す	

4月14日		○2号機立坑から復水器への汚染水移送完了	
4月15日		○シルトフェンス, 全6カ所に敷設完了	
		○清水社長会見	
		○津波対策で1~3号機の原子炉注水用電源の高台移設完了	
4月16日		○放射性物質の海洋モニタリング地点を10カ所から16カ所に拡充する方針を示す	
4月17日		○福島第一事故収束に最短6~9ヶ月を要するとの工程表を発表	○ハウレンソウ(北茨城, 高萩を除く), カキナ, パセリの出荷制限解除
4月18日		○1~4号機外部電源増強への電源多重化工事を完了	○医師, 看護師等を相馬市に派遣(~4月27日)
4月19日		○2号機タービン建屋内の高濃度汚染水を集中廃棄物処理施設に移送開始	
4月21日	○内閣総理大臣が, 福島県郡山市を視察	○2号機流出汚染水の放射エネルギーが年間限度の20,000倍と発表	
4月22日	○福島第一原子力発電所20km圏内を立ち入り制限する「警戒区域」に設定, 20~30km圏内の屋内退避を解除, 「計画的避難区域」, 「緊急時避難準備区域」を設定	○清水社長が福島県庁を訪問, 佐藤雄平知事に謝罪, その後, 避難所を訪れ住民に謝罪	○天皇皇后両陛下が北茨城市をお見舞い
		○4号機使用済燃料プール水位の詳細調査開始	
4月23日		○3,4号機開閉所前で900mSv/hの高汚染	

4月24日		がれきを発見	
4月25日	○福島原子力発電所事故対策統合本部の共同記者会見を開始	○放射線量サーベイマップを公表	○県内中小企業の工業製品の放射線量検査を開始
4月26日		○福島原子力発電所事故対策統合本部の共同記者会見を開始	
4月27日		○外部電源増強へ1～2号機と5～6号機間の電源連系工事を実施	○厚生労働大臣への要望活動（地域医療再生臨時特例交付金の弾力運用）
4月29日		○1号機水棺作業に向け、原子炉の注水量を増量	
4月29日		○高濃度汚染水処理施設を6月に稼働させると発表	
4月29日		○1号機格納容器の圧力低下、原子炉注水量を元に戻す	
4月29日		○4号機使用済燃料貯蔵プールの映像公開	
4月29日		○茨城県沖海域5カ所にて、海水核種分析を開始(24年5月から6カ所で実施)	
4月30日		○津波対策で仮設の防潮堤を建設すると発表	

(3) 23年5月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
5月2日	○震災復旧の対策費を盛り込んだ平成23年度第1次補正予算が成立		○福島原発事故補償対策室を設置
5月3日			○県内の1下水処理場で脱水汚泥・焼却灰の放射性物質検査を実施
5月4日	○内閣総理大臣が、福島県双葉町民が避難する埼玉県加須市を訪問		○県内の2下水処理場で脱水汚泥・焼却灰の放射性物質検査を実施
5月5日		○1号機原子炉建屋に水素爆発後、初めて作業員が入る	○脱水汚泥等の結果判明
5月6日	○内閣総理大臣が、中部電力浜岡原発の運転停止を要請(5月14日全面停止)		○国交大臣あて下水処理方策に係る緊急要望
5月7日			○県の下水処理場から脱水汚泥・焼却灰の搬出停止(7月1日以降順次再開)
5月10日	○20km圏内の警戒区域の一部で住民の一時帰宅を開始		○24市町村に放射線モニターを配布 ○牧草の検査結果を公表
5月11日		○3号機取水口付近から高濃度放射性汚染水が海へ流出しているのを発見	
5月13日	○復興基本法案を閣議決定 ○「電力使用制限令」発動方針決定		○第2回県議会東日本大震災災害対策会議
5月15日		○地震発生後、16時間後には1号機が炉	

5月16日		心溶融に至っていたとする暫定解析結果を発表 ○津波到達前に1号機非常用復水器が手動停止されていたことが判明	○暫定規制値を超過した茶の出荷・販売自粛要請
5月17日	○政府が、被災者支援の工程表を発表	○1号機水棺を断念 ○「循環注水冷却」の実施等を盛り込んだ改定工程表を発表	
5月20日		○清水社長交代、西澤社長就任 ○福島第一7,8号機の増設中止を発表 ○地震の翌日、1号機への海水注入が55分間中断されていたと発表	○県全域で茶の出荷・販売自粛要請
5月21日		○メガフロート福島第一到着、接岸	
5月23日			○20市町村に放射線モニターを配布 ○東日本大震災復興緊急融資を創設
5月24日	○事故調査・検証委員会を内閣官房に設置	○2,3号機の炉心溶融を示す解析結果を公表 ○1,2号機の格納容器に穴が開いた可能性も指摘	
5月25日		○茨城支店竜ヶ崎支社にて、空間線量の測定・公表を開始（平成24年4月19日まで）	
5月26日		○1号機への海水注入を中断していなかったと発表	

5月27日	○IAEAの調査団が、福島第一原子力発電所を視察	○2号機使用済み核燃料プールで空冷の循環冷却開始	
5月31日			

(4) 23年6月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
6月1日			○北茨城市・高萩市のハウレンソウの出荷制限が解除
6月2日			○茶について、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示(県下全域)
6月7日	○政府の事故調査・検証委員会初会合 ○IAEAに提出する政府報告書公表		
6月8日	○「水浴場の放射性物質に関する指針について」公表(環境省,平成24年6月8日改定)		
6月9日			○鹿野農水大臣,清水東電社長等に,放射線汚染水の海洋放出計画に対して抗議
6月10日		○事故の収束作業に当たる社員2人について緊急時の被ばく限度(250mSv)の倍以上であったことを発表	
6月13日	○厚生労働省が,新たに東京電力(株)社員6人について被ばく限度を超えた可能性があることを発表	○新たに社員6人について被ばく限度を超えた可能性があることを発表	○福島市等へ表面検査要員の派遣開始 (~7月24日)
6月16日	○「特定避難勧奨地点」を新設		
6月17日		○改定工程表に放射線管理の厳格化を盛り込む	

6月18日	○経済産業大臣が、定期検査等で停止している原子力発電所の再稼働を容認	○汚染水の浄化処理システムが稼働	
6月20日	○復興基本法が成立		
6月27日	○原発事故担当大臣就任	○循環注水冷却のための汚染水浄化システムが本格稼働	
6月28日	○「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」公表（環境省）	○2号機格納容器への窒素注入開始 ○株主総会	
6月30日	○政府が、福島県伊達市の一部地点を「特定避難勧奨地点」に指定		

(5) 23年7月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
7月1日	○「電力使用制限令」発動		
7月2日		○原子炉の冷却方法が「循環注水冷却」へ完全移行	
7月4日			○各団体とともに事故の早期収束、十分な補償の実施、本県における計画停電の回避等に関する申入れを実施
7月6日	○経済産業大臣が、全原発を対象に安全評価(ストレステスト)を実施することを表明		
7月9日	○溶融燃料の取り出しを10年後から開始すること等を盛り込んだ廃炉工程表を内閣府原子力委員会が公表		
7月11日	○政府が、ストレステストについて2段階で実施する統一見解を公表		
7月13日	○内閣総理大臣が、「脱原発」方針を表明		
7月14日		○3号機格納容器へ窒素注入開始	○アンテナショップ「黄門マルシェ」の設置(～8月31日)
7月19日	○政府が、福島県内全域の肉牛の出荷停止を指示	○改定工程表を発表、「ステップ1」を達成したことを表明	

7月21日	○政府が、南相馬市に「特定避難勧奨地点」を設定		
7月26日			○航空機モニタリングを文部科学省と 合同で実施（～8月2日）
7月28日	○政府が、宮城県産牛の出荷停止を指示 ○「一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について」公表（環境省）		
7月30日		○4号機使用済核燃料プール底部の耐震補強工事を完了	

(6) 23年8月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
8月1日	○政府が、岩手県産牛の出荷停止を指示	○1,2号機の排気筒配管から10Sv/h超もの高線量を検出	
8月2日	○政府が、栃木県産牛の出荷停止を指示		
8月3日	○政府が、南相馬市、川内村に「特定避難勧奨地点」を設定		
8月5日	○文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が、中間指針を策定		
8月9日	○政府が、「避難区域等の見直しに関する考え方」を決定 ○政府が、3km圏内の警戒区域一時帰宅を許可		
8月10日	○原子力損害賠償支援機構法施行	○1号機使用済核燃料プールでの循環冷却開始	○第19回県災害対策本部会議(9:57)
8月12日	○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の公布・施行		
8月15日	○政府が、原子力安全・保安院を経済産業省から分離して、環境省外局の「原子力安全庁」(仮称)に改組する基本方針を閣議決定		○23年産米の検査開始 ○国に緊急要望(汚染焼却灰の処理方法等)

8月16日		○放射性汚染水を処理する東芝製「サリー」が稼働	
8月17日		○改定工程表を発表, 「作業要員の育成」を盛り込む	○復興大臣・総務大臣あて要望活動
8月19日	○文部科学省が, 警戒区域の年間積算線量について, 最高で508mSvとする推計値を公表		
8月25日	○政府が, 宮城県産牛の出荷停止解除		○各団体とともに事故の早期収束, 事故に関する迅速・適切な情報開示, 早急な損害賠償金の支払い等に関する申入れを実施
8月26日	○政府が, 「除染に関する緊急実施基本方針」を決定		
8月27日	○政府が, 年間線量200mSvと推定される地点について, 除染しない場合は帰宅可能なレベルになるまで20年以上かかるとする試算結果を公表		
	○内閣総理大臣が, 事故で出た放射性廃棄物を保管する「中間貯蔵施設」の設置を福島県に要請		
8月30日	○菅内閣総辞職		

<p>8月31日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの測定結果の公表（文部科学省） ○「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）公布（平成24年1月1日全面施行） ○「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」公表（環境省） 		
--------------	---	--	--

(7) 23年9月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
9月1日			○茨城再発見!秋の宿泊キャンペーンの開催(～10月31日)
9月2日	○野田内閣発足		
9月5日			○エゾイソアイナメの出荷・販売自粛要請
9月7日			○県底曳網漁業協議会が底びき網漁業の操業自粛を決定(9月15日再開)
9月9日	○政府が、12市町村を先行して除染する方針を発表		
9月12日	○原子力損害賠償支援機構が発足		
9月19日	○原発事故担当大臣が、IAEA総会にて「冷温停止」の目標時期の年内前倒しを表明		○チチタケ(高萩市)の出荷自粛要請
9月27日	○原子力委員会が、原子力政策大綱の新大綱策定会議を半年ぶりに再開		○首相、復興大臣等に緊急要望
9月28日		○2号機の原子炉圧力容器底部の温度が100℃を切り、1～3号機全てが100℃以下になったことを発表	
9月30日	○政府の原子力災害対策本部が、緊急時避難準備区域を一括解除 ○文部科学省が、飯舘村など福島県内		

	6カ所の土壌からプルトニウムが 検出されたと発表		
--	-----------------------------	--	--

(8) 23年10月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
10月3日			○経産大臣, 環境大臣等に緊急要望
10月5日			○銚田市の原木しいたけの出荷・販売 自粛要請
10月7日		○低濃度汚染水を浄化した処理水を発電所敷地内に散水開始	
10月8日			○県北地域農産物直売所震災復興スタンプラリーの開催(～12月25日)
10月10日	○環境省が, 国指定の除染対象地域を「年間1mSv以上」に拡大する政府の基本方針案を公表		
10月12日			○原木しいたけのうち小美玉市の露地物, 土浦市のハウス物の出荷・販売 自粛要請
10月13日			○行方市の原木しいたけの出荷・販売 自粛要請
10月17日	○改定工程表に「年内冷温停止状態」を明記	○改定工程表に「年内冷温停止状態」を明記 ○福島第一原子力発電所1～4号機に関する「中期的安全確保の考え方」を原子力安全・保安院に報告	
10月18日			○坂東市, 古河市, 常総市, 八千代市,

<p>10月20日</p> <p>10月28日</p> <p>10月29日</p>	<p>○原子力安全委員会作業部会が、原子力災害への防護策を求める範囲を半径30km圏内に拡大する指針案を公表</p> <p>○原子力委員会専門部会が、廃炉完了は2041年度以降との見通しを公表</p> <p>○政府が、汚染土壌などの福島県内での中間貯蔵を30年以内とする工程表を伝達</p>	<p>○1号機原子炉建屋を覆うカバーが完成</p> <p>○汚染水が地下から海に流出するのを防ぐ「遮水壁」の建設に着手</p> <p>○特別事業計画の認定を申請</p>	<p>境町の茶の出荷制限の解除</p>
---	---	--	---------------------

(9) 23年11月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
11月2日		○2号機で小規模臨界の可能性ありと発表, 翌日, 自発核分裂と判明	
11月8日	○特別事業計画を認定		○茨城町, 阿見町原木しいたけの出荷・販売自粛要請
11月9日		○福島第一原子力発電所1~4号機に関する「中期的安全確保の考え方」を改定	
11月10日		○4号機の爆発は3号機で発生した水素の流入が原因と発表	○原木しいたけについて国原子力災害対策本部長より出荷制限指示(茨城町, 阿見町(露地栽培のみ))
11月11日	○原子力安全・保安院が, 6事業者に耐震性再評価を指示 ○放射性物質汚染対処特措法基本方針の公表		
11月12日		○福島第一原子力発電所敷地内を事故後初めて, 報道陣に公開	○茨城グルメまつりの開催(~13日)
11月17日	○政府が, 暫定規制値以上の放射性セシウムが検出された福島市大波地区のコメについて出荷停止指示	○放出放射能を毎時6,000万ベクレルと発表 ○敷地境界の年間被ばく量0.1mSvと目標を達成 ○茨城県市長会, 町村会より「放射線対	

<p>11月21日</p> <p>11月25日</p> <p>11月28日</p> <p>11月30日</p>	<p>○政府が、南相馬市、伊達市に「特定避難勧奨地点」を設定</p> <p>○原子力安全委員会小委員会が、代替電源の義務化を決定</p>	<p>策に関する要望」を受領</p> <p>○1号機の燃料の大部分が格納容器に落ち、底のコンクリートを最大65cm侵食したとする解析結果を発表</p>	<p>○復興大臣に要望書提出</p> <p>○いばらき食彩フェア(商談会)開催</p>
---	--	---	---

(10) 23年12月

	国の対応	東京電力（株）の対応	県の対応
12月1日		○福島第一原子力発電所の吉田所長が病気療養のため退任	
12月2日		○社内事故調査の中間報告を発表	
12月4日		○汚染水処理施設で水漏れ、240 リットルの汚染水が漏えい、そのうち 0.15 リットルが海に流出	
12月7日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」を改訂	
12月8日	○国会事故調査委員会発足	○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その2）を報告	
12月14日	○「廃棄物関係ガイドライン」の公表（環境省，平成25年3月第2版公表） ○「除染関係ガイドライン」公表（環境省，平成25年5月第2版公表）		
12月15日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その3）を報告	
12月16日	○冷温停止状態の実現を宣言，ステッ	○冷温停止状態の実現を宣言，ステップ	

	<p>プ2完了</p> <p>○福島第一作業員の被ばく線量限度250mSvを廃止</p>	<p>2完了</p>	
12月21日	<p>○第1回「政府・東京電力中長期対策会議」を開催, 中長期ロードマップを公表</p>	<p>○第1回「政府・東京電力中長期対策会議」を開催, 中長期ロードマップを公表</p>	
12月26日	<p>○政府の事故調査・検証委員会が, 中間報告書を公表</p>		
12月28日	<p>○政府が, 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定</p>		

(11) 24年1月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
1月1日	○放射性物質汚染対処特措法全面施行		
1月18日		○福島第一原子力発電所1~4号機に関する「中期的安全確保の考え方」(その2)を改訂	
1月19日		○福島第一原子力発電所1~4号機に関する「中期的安全確保の考え方」(その2)を一部補正	
1月25日			○経産大臣に要望書提出

(12) 24年2月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
2月3日	○特別事業計画の変更を認定	○特別事業計画の変更の認定申請	○民主党幹事長に要望書提出 ○いばらき食彩フェア(商談会)開催
2月13日			
2月18日			
2月23日			

(13) 24年3月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
3月7日		○福島第一原子力発電所 1~4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」(その2) 及び (その3) を改訂	
3月15日			○茨城沿海地区漁業協同組合連合会と茨城県は、50Bq/kg~100Bq/kg の海産魚介類について、業界が生産自粛をすることを決定
3月26日		○柏崎刈羽原子力発電所 6 号機の定期検査開始 (当社原子力発電所の全基停止) ○汚染水処理施設で水漏れ、0.08 トンの汚染水が海に流出	
3月27日			○100Bq/kg 超 : 海産 10 魚種, 50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下 : 海産 7 魚種の出荷自粛を要請
3月28日		○福島第一原子力発電所 1~4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」(その2) を一部補正	○原木しいたけで 100Bq/kg を超えた 7 市町, タケノコで 100Bq/kg を超えた 6 市町について出荷自粛を要請
3月30日	○「指定廃棄物の今後の処理の方針について」公表 (環境省) ○政府が、警戒区域及び避難指示区域		

	の見直しを実施（川内村，田村市，南相馬市）		
--	-----------------------	--	--

(14) 24年4月～9月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
4月1日	○食品衛生法上の新基準値の施行(一部については移行措置あり)		○以下の魚種について県より自粛要請 ・100Bq/kg超:内水4魚種 水沼ダム上流の花園川:イワナ(天然),ヤマメ(天然) 桜川,小野川,新利根川,常陸利根川:ゲンゴロウブナ(天然) 霞ヶ浦,北浦及びその流入河川:ゲンゴロウブナ(天然),ウナギ(天然)
4月5日		○汚染水処理施設で水漏れ,0.75トンの汚染水が一般排水路へ流出,そのうち150ccが海へ流出したと評価	
4月6日			○原木しいたけ(露地)について,国原子力災害対策本部長より出荷制限指示(常陸大宮市,つくばみらい市,守谷市) ○タケノコについて,国原子力災害対策本部長より出荷制限指示(潮来市,つくばみらい市,小美玉市) ○災害廃棄物の広域処理に係る内閣総理大臣等からの要請に対する回答

4月9日			○茶について、国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（大子町）
4月13日			○原木しいたけ（露地）について、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（那珂市，ひたちなか市）
			○タケノコについて、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（茨城町，石岡市，龍ヶ崎市，利根町，取手市，守谷市）
			○コゴミ（露地）について、100Bqを超えた土浦市に県より出荷自粛要請
			○シロメバルについて、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（県全域）
			○以下の魚種について出荷自粛
			・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：海産1魚種（アカエイ（南部追加），キツネメバル（北部））
			○イカナゴについて、県北部海域のみ出荷自粛を解除
			○スズキ，ニベ，ヒラメについて、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（県全域）
4月17日			

<p>4月18日</p> <p>4月19日</p> <p>4月20日</p> <p>4月23日</p>	<p>○政府が, 東京電力新会長として下河邊和彦会長を発表</p>	<p>○福島第一原子力発電所 1~4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」(その2) 及び (その3) を改訂</p>	<p>○ギンブナ, アメリカナマズについて, 国原子力災害対策本部長より出荷制限指示 (霞ヶ浦北浦及びその流入河川並びに常陸利根川)</p> <p>○以下の魚種について出荷自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下 : (アイナメ (北部追加)) <p>○タケノコについて, 国原子力災害対策本部長より出荷制限指示 (ひたちなか市, 銚田市, 東海村)</p> <p>○乾しいたけ (H24.3 以前に加工されたもの) について, 100Bq/kg を超えた 5 市町に県より出荷自粛要請 (日立市, 常陸太田市, 常陸大宮市, 笠間市, 城里町)</p> <p>○環境大臣が本県を「宮城県の災害廃棄物について最優先で広域処理の実現を図る自治体」に位置づけ</p> <p>○広域処理に係る被災地現地調査 (宮城県石巻市, 女川町)</p> <p>○以下の魚種について出荷自粛</p>
---	-----------------------------------	--	--

<p>4月24日 4月25日</p> <p>4月26日</p>		<p>○遮水壁の本格施工開始</p>	<p>・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：海産1魚種（カナガシラ（北部））</p> <p>○タラノメ（野生）について、100Bq/kg を超えた笠間市に県より出荷自粛要請</p> <p>○タケノコについて、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（北茨城市，大洗町）</p> <p>○横光環境副大臣あて要望書提出</p> <p>○横光環境副大臣が来庁し，知事に対して指定廃棄物の最終処分場の設置に関する協力要請</p>
<p>4月27日 5月1日</p> <p>5月2日</p> <p>5月7日</p>		<p>○特別事業計画の変更を認定申請</p>	<p>○ウナギ（天然）について，県より出荷自粛要請（那珂川及びその支流）</p> <p>○こしあぶら（野生）について，100Bq/kg を超えた日立市，常陸大宮市に県より出荷自粛要請</p> <p>○こしあぶら（野生）について，国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（日立市，常陸大宮市）</p> <p>○ウナギについて，国原子力災害対策</p>

<p>5月9日</p> <p>5月10日</p> <p>5月11日</p> <p>5月15日</p> <p>5月16日</p>	<p>○特別事業計画の変更を認定</p>		<p>本部長より出荷制限指示（霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川，常陸利根川並びに県内の那珂川（支流を含む））</p> <p>○こしあぶら（野生）について，国原子力災害対策本部長より出荷制限指示（常陸太田市）</p> <p>○イシガレイについて，県より出荷自粛要請（全域）</p> <p>○以下の魚種について出荷自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：マルアジ（南部），キツネメバル（南部） <p>○以下の魚種について出荷自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：海産1魚種（クロソイ（北部）），マダラ（北部），キツネメバル（南部） <p>○以下の魚種について出荷自粛を解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マコガレイ（全域） ・ババガレイ（全域） ・マダラ（県央部） ・ショウサイフグ（南部） <p>○広域処理受入に係る市町村等関係者</p>
---	----------------------	--	--

5月18日			<p>との意見交換</p> <p>○以下の魚種について出荷自粛を解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イカナゴ稚魚（県央部） ・シヨウサイフグ（県央部） ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：アイナメ（県央部）
5月23日			<p>○茶について，国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（常陸太田市，常陸大宮市）</p> <p>○関東知事会において放射性物質に汚染された下水汚泥焼却灰等の廃棄物の処理について，知事会の特命を受け，埼玉県が国と交渉することが決定</p>
5月24日			<p>○茶について，国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（常陸太田市，常陸大宮市）</p> <p>○以下の魚種について出荷自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：ヤナギムシガレイ（北部），マコガレイ（北部）
5月29日			<p>○以下の魚種について出荷自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：クロダ

5月30日			イ（北部） ○茶について，国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（城里町，石岡市，那珂市）
6月1日			○以下の魚種について，国原子力災害対策本部長より出荷制限指示 ・コモンカスベ（県全域）
6月4日			○学校給食食材検査開始（～10月31日）
6月5日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その2）及び（その3）を改訂	○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：カナガシラ（県央部）
6月8日			○茶について，国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（鉾田市） ○以下の魚種について出荷自粛 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：マゴチ（県央部），マダラ（南部） ○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・マダラ（北部）
6月20日		○社内事故調査の最終報告書を発表	
6月21日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・イカナゴ稚魚（南部）→全域解除
6月27日	○原子炉等規制法改正	○勝俣会長，西澤社長交代	○以下の魚種について出荷自粛を解除

7月4日		<ul style="list-style-type: none"> ○下河邊会長，廣瀬社長就任 ○社内体制の見直し（経営改革本部会議，経営改革本部事務局等の設置） ○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その2）を変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：マコガレイ（北部） ○以下の魚種について出荷自粛を解除 <ul style="list-style-type: none"> ・エゾイソアイナメ（南部）
7月5日	○国会事故調査委員会が，調査報告書を公表		○以下の魚種について，国原子力災害対策本部長より出荷制限指示 <ul style="list-style-type: none"> ・イシガレイ（県全域）
7月7日			○元気いばらき！夏のグルメ屋台村&サーフィンフェスティバル in 大洗の開催（～8日）
7月9日			○学校給食モニタリング事業開始（～平成25年3月15日）
7月12日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その3）を変更	
7月17日	○政府が，飯舘村における計画的避難区域を見直し		○以下の魚種について出荷自粛を解除 <ul style="list-style-type: none"> ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：ヤナギムシガレイ（北部）
7月19, 20日			○広域処理受入れに係るエコフロンティアかさまでの試験焼却
7月23日	○政府の事故調査・検証委員会が，最		

	終報告書を公表		
7月24日			○茶について、国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（水戸市）
7月25日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・ショウサイフグ（北部）→全域解除
7月31日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：マゴチ（県央部）→全域解除
8月2日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その1）及び（その3）を変更	
8月6日			○環境省主催により、市町村を対象とした「指定廃棄物最終処分場候補地の選定手順等に係る説明会」を開催 ○北部3漁協がシラスを対象とした試験操業を開始
8月10日	○政府が、檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域を見直し	○福島県内の関係する自治体との通報連絡に関する協定書を締結（その2）	
8月13日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」（その2）及び（その3）を変更	
8月20日			○茶について、国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（高萩市）

8月24日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：マコガレイ（北部）
8月30日			○ヒラメについて，国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（北緯 36 度 38 分より南の海域）
9月6日			○広域処理受入れに係るエコフロンティアかさまにおける本格受入開始
9月11日		○原子力改革に向けた体制を整備（原子力改革監視委員会，原子力改革特別タスクフォース等を設置） ○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係わる報告書を補正	○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：ホウボウ（北部）
9月12日			○茶について，国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示（日立市）
9月19日	○原子力規制委員会発足 ○第1回原子力規制委員会開催		
9月27日	○政府が，茨城県における指定廃棄物		○横光環境副大臣が来庁し，本県の指

9月28日	の最終処分場の候補地を提示	○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係わる報告書（その2）を補正	定廃棄物最終処分場の候補地として高萩市大字上君田字堅石国有林野を提示
-------	---------------	--	------------------------------------

(15) 24年10月～平成25年3月

	国の対応	東京電力(株)の対応	県の対応
10月5日			○茶について、国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示(茨城町)
10月10日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg超100Bq/kg以下:マコガレイ(北部)
10月11日			○茶について、国原子力災害対策本部長より出荷制限の解除指示(つくば市)
10月24日		○橋本知事、東京都の石原慎太郎知事(当時)、群馬県の大沢正明知事が福島第一原子力発電所を視察	
10月26日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg超100Bq/kg以下:マダラ(南部)
10月31日	○原子力規制委員会が、原子力災害対策指針を策定		
11月3,4日			○復興いばらき県民まつり2012を開催(笠間芸術の森公園)
11月7日	○原子力規制庁が、福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設を特定原子力施設に指定	○「再生への経営方針」,「改革集中実施アクションプラン」について公表 ○「福島復興本社設立準備室」の設置を	○以下の魚種について出荷自粛 ・マダラ(県全域)

11月9日		公表	○以下の魚種について、国原子力災害対策本部長より出荷制限指示 ・マダラ（県全域）
11月14日		○福島第一原子力発電所 1～4号機に関する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係わる報告書を変更	
11月15日		○「原子力安全推進協会」を設立	
11月16日		○「調達委員会」を設置	
11月29日		○「福島復興本社」設立を公表	
11月30日		○福島第一原子力発電所 1～4号機に関する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係わる報告書を変更	
12月5日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：アカエイ（県央部）
12月6日	○原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会が、福島第一原子力発電所を視察		
12月7日		○「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係わる実施計画」を提出	

12月10日	○政府が、大熊町における避難指示区域及び警戒区域を見直し		
12月12日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・エゾイソアイナメ（北部・県央部） →全域解除
12月14日	○政府が、川内村、伊達市における特定避難勧奨地点を解除		○以下の魚種について、出荷自粛 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：アカエイ（県央）
25年1月10日	○原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会が、福島第一原子力発電所を視察（2回目）		
1月11日		○「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係わる実施計画」を補正	
1月15日		○特別事業計画の変更を認定申請	
2月4日	○特別事業計画の変更を認定		
2月6日		○国会事故調査委員会の田中三彦元委員より、国会事故調査委員会において東京電力側から虚偽の説明があったとの指摘	
2月7日		○「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係わる実施計画」を補正	
2月13日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：ヒガン

2月18日		<ul style="list-style-type: none"> ○「国会事故調への当社の対応に関する第三者検証委員会」の設置 ○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係わる報告書を変更 	フグ(県央部), アカエイ(県南部)
2月25日	○環境省が, 「最終処分場選定に係る経緯の検証及び今後の方針」を公表		
2月27日	○原子力規制委員会が, 原子力災害対策指針を改定		
2月28日			○以下の魚種について出荷自粛を解除
3月6日			<ul style="list-style-type: none"> ・ウスメバル(北部, 南部) ○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・コモンフグ(県央部)
3月12日		○福島第一原子力発電所 1～4 号機に関する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係わる報告書を補正	
3月13日		○「国会事故調への当社の対応に関する第三者検証委員会」検証報告書の公表	
3月18日		○福島第一原子力発電所において停電事象が発生	

3月19日		○「社内カンパニー制の導入」について公表	○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・ウスメバル（県央部）→全域解除
3月22日	○政府が、葛尾村、富岡町及び浪江町等における避難指示区域及び警戒区域を見直し	○「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係わる実施計画」を補正	○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・ヤマメ（花園川水沼ダム上流）
3月26日		○茨城県北鹿行市長会より、「放射性汚染水の海洋放出等に関する要望書」を受領	
3月28日			○以下の魚種について出荷自粛を解除 ・50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下：ヒガンフグ（北部）
3月29日		○「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係わる実施計画」を補正	
4月1日	○放射線モニタリング業務が、文部科学省から原子力規制委員会（事務局：原子力規制庁）に移管		
4月5日		○福島第一原子力発電所地下貯水槽における漏えい事象を公表	